

エバーニュース

EVER NEWS

vol. 9 平成26年12月21日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 慰謝料について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 説明責任について
- 料金のご案内／事務所のご案内



慰謝料について

第9回は慰謝料について述べます。

誰でも他人から迷惑を受ければ、「慰謝料を払ってもらいたい。」との気持ちになることがあると思います。法律の話に置き換えますと、精神的な被害への金銭による「償い^{つぐな}」を慰謝料というのですが、迷惑をかけられれば何でも賠償金を払ってもらえるとはいえません。認められる場合はある程度限定されます。たとえば所有している「物」を壊された場合、つまり財産的損害を被った場合ですが、経済的価値を弁償してもらうことはともかくとして、慰謝料が発生することはまれです。この場合認められるには特別な事情が必要です。たとえば、動物は「物」として扱われますが、ペットとしての愛着のあるものについては事例によっては認められる場合もあります。

慰謝料の意義としては、精神的な被害を償うことにありますが、制裁など単なる被害弁償以外の効果も期待されます。

日常生活に関連して慰謝料が認められる場合や金額はどうでしょうか。

たとえば、交通事故、労災事故や暴力事件など、死亡や通院・入院などの身体被害を受けた場合には、ある程度定型化・類型化されております。亡くなった方の地位や、入院・通院などの治療内容や期間によって入通院の慰謝料額を、あるいは後遺症の程度によって後遺症の慰謝料額を算定します。治療を必要とするまでには至らない場合には慰謝料額も当然低くなります。

身体被害がなくても慰謝料が認められる場合があります。たとえば、相手の浮気が原因で離婚する場合などです。この場合の裁判例は100万円から500万円の範囲にほとんどが収まってきますが、200～300万円前後が一つの目安になるといえます（参考:千葉県弁護士会発行「慰謝料算定の実務(第2版)」)。婚姻期間、支払能力や責任の程度などによって事案ごとに金額が変わります。

そのほかには、生活被害のトラブル、ハラスメント(いじめ)、名誉棄損などの場合などがあります。

お悩みの方は一度ご相談ください。

INFORMATION

無料相談会のご案内

平成27年1月6日(火)、1月13日(火)のいずれも
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で
無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえ
お越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所の
ホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



法人のお客さまへ



事業者の方へ 説明責任について

今回は説明責任について述べたいと思います。

「説明責任」という言葉は様々なところで取り上げられます。政治の世界では市民や国民に対する「誠実」な対応として「説明」をする役割・責任が求められます。法律の世界でも契約上または契約の前提の問題として取り上げられることがあります。

契約内容の説明をすることは取引に至る前提として当然のことですが、契約が高度に技術的な知識を要するなど専門性の高い分野の場合に問題とされることが多いといえます。

たとえば、消費者取引に関する場合があります。具体的には、金融商品（ワラント、先物など）の売買や投資取引に関するもの、宅地建物取引、フランチャイズ契約、保険取引などです。これらは、取引の対象が、消費者から見て複雑であり理解が困難であったり、情報が業者側に握られているなど、情報・経験の差がある場合といえます。

また、専門家との取引の場合、たとえば医師との医療契約や、弁護士、税理士、司法書士、建築士などのいわゆる士業との業務取引について、専門的な知識・経験による説明が求められる場合です。

個別の法律により、様々な業態において、重要な事項についての説明や誠実な取引が既に求められております。そのほかにも消費者契約法では取引内容に関する重要事項だけでなく、不利益な事実も説明をするよう定められております。

説明責任を果たさないと、法的な賠償責任を負わされたり、また契約自体が無効ないしは取り消されることもあります。トラブルを抱えた取引は、経営上の様々な障害となりますので、適切な説明を果たすことは、ひいては経営の安定にも役立ちます。

説明責任を語る際には、もう一つ重要なことがあります。それは、説明を形式的に行ったとしても（説明書面への署名など形式を整えたとしても）、説明された側に理解力（判断能力も含めて）が乏しい場合には、契約の無効など問題を抱えた取引となってしまうことです。金融商品や投資取引などでは「適合性」といいますが、要は、年齢、学歴、職歴、取引経験など、その取引を理解できたかが重要なのです。取引や業務等契約の依頼を受ける際には、病気・障害により判断能力が疑われる場合も含めて、その方の属性（年齢、学歴、職歴、社会経験）に応じた説明が求められているといえます。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

- エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

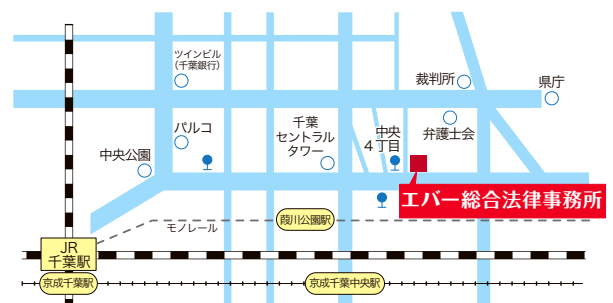
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。